

平成 24 年●●月●●日

面談結果報告書

〒101-0052 千代田区神田小川町 2-1-13

中村ビル 5 階

TEL 03-5283-2455 FAX 03-5281-0735

弁護士 豊田 泰士

管理番号 NO. ●
面談者 ●● ●●
090-●●●●-●●●●
面談日時 平成 24 年●月●日午前 11 時
面談場所 マイスタット法律事務所
滞納金額 89 万 2000 円

第 1 聴取内容

当職が上記面談者から事情聴取したところ、同人は当職に対し、要旨次のとおり陳述した。

記

1 滞納の経緯

奨学金については母が借りる手続きをしたと思うが、返済についても母が行っていると思っていた。

今回、初めて自分に通知が来て驚いている。最初から自分宛に区から通知が来ていれば払っていたのに、いきなり弁護士名の通知だったので納得出来ない部分もある。

2 現在の生活状況

現在は、母と 2 人で暮らしています。

震災までは福島で事業を行う計画でしたが頓挫してしまい、今はフリーターをしながら、●●●●という会社で働いています。

給与は日給月給で月額 20～25 万円の収入があります。母は年金暮らしで、2 ヶ月で 12 万円の支給です。

都営住宅に住んでおり家賃は月 3 万 5000 円です。

以前、任意整理を行い、毎月4万円を返済していますが、まだ完済には数年かかります。

住民税の滞納に対して毎月2万円を払っています。滞納金額の総額は覚えていません。

友人への借金に対して毎月2万円を払っています。これは残り1年くらいで終わります。

収入が安定しないので生活に余裕はありません。

3 面談者の意向

法律上は私が借りていることには間違いないので、お支払いします。

ただ、分割返済でないと難しく、友人への借金返済が確実に終わる1年半の間は毎月1万5000円を返済し、その後は毎月3万円を返済する形でお願いします。

第2 当職の意見（分割合意－平成24年11月から同26年4月まで毎月10日限り1万5000円

平成26年5月から同28年1月まで毎月10日限り3万円）

面談者の生活状況からは、収入が安定せず、滞納住民税等の返済もあることから、分割払いとすることに相当の理由があり、約3年間で返済できる上記内容で分割合意をすべきであると考えます。

以上

面談カード

受付No. _____

(相談者記入欄)

面談	平成 年 月 日	生年月日	大正・昭和 年 月 日					
ふりがな								
相談者 (借入のある方)	男・女 職業 (才) 勤務先名							
現住所	〒□□□-□□□□	TEL						
		携帯電話						
勤務先	〒□□□-□□□□	TEL						
収入	月額(手取り) 円							
生活保護	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助)							
資産	土地の有・無 建物の有・無 家賃を除く毎月の生活費 円							
	家賃 円 預金 円	毎月の返済額 円						
	クレジットで購入した物品を所持していますか		有・無					
	自動車を所有していますか		有・無					
	生命保険に加入していますか		有・無					
家族構成	氏名	続柄	年令	同居の有無	職業	収入		
				同居・別居		月収	賞与	年収合計
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
債務の概要(合計金額 約 万円) <下記に内訳をご記入ください>								
消費者金融からの借金		件	約	円				
クレジット・銀行ローンからの借金		件	約	円				
商工ローンなど事業上の借金		件	約	円				
短期・高利業者からの借金		件	約	円				
勤務先・知人等の借金		件	約	円				
現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい								
過去の債務整理について <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士に依頼したことがある(相談場所) 該当をチェック下さい <input type="checkbox"/> 破産をしたことがある <input type="checkbox"/> 現在任意整理中								

調査同意書

●●区長 殿

債 務 者

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称) ⑤

電話番号

生年月日 昭和・平成 年 月 日

●●区奨学資金の履行において、次の調査を受けることに同意します。

調査事項

1 区が保有しない情報について

- 固定資産税・都市計画税に関する情報の提供を受けることに同意します。
- 区が金融機関から取引状況の情報の提供を受けることに同意します。
- 区が保険会社から加入状況の情報の提供を受けることに同意します。
- 区が給与・報酬の支払者から支払状況の情報の提供を受けることに同意します。

2 区が保有する情報について

●●区●●課が、区が保有する次の情報について、●●区奨学資金の滞納整理業務に必要な範囲で、情報所管課から提供を受けることに同意します。

(1) 提供を受ける情報

- 納税通知書送達先住所
- 個人の区民税・都民税に関する情報
 - ・所得の種類及び金額並びに収入の種類、金額及びその収入に係る支払者等
 - ・所得控除の種類及び控除額並びに生命保険料控除の対象となった保険料の支払先
 - ・税額
- 区税の滞納の有無
- 生活保護の状況

(2) 情報所管課

区役所納税課、課税課、●●課

参照条文集

民法

(基本原則)

- 第1条** 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
 - 3 権利の濫用は、これを許さない。

(隔地者に対する意思表示)

- 第97条** 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

(期限の利益の喪失)

- 第137条** 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。
1. 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
 2. 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
 3. 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(時効の効力)

- 第144条** 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

- 第145条** 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

- 第146条** 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(時効の中断事由)

- 第147条** 時効は、次に掲げる事由によって中断する。
1. 請求

2. 差押え、仮差押え又は仮処分
3. 承認

(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)

第 148 条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

(支払督促)

第 150 条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第 392 条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第 151 条 和解の申立て又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)若しくは家事審判法(昭和 22 年法律第 152 号)による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、1 箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第 152 条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(催告)

第 153 条 催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第 154 条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第 155 条 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

(承認)

第 156 条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分に

つき行為能力又は権限があることを要しない。

(中断後の時効の進行)

第 157 条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(消滅時効の進行等)

第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 省略

(債権等の消滅時効)

第 167 条 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、20 年間行使しないときは、消滅する。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第 169 条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5 年間行使しないときは、消滅する。

1. 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
2. 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

(3 年の短期消滅時効)

第 170 条 次に掲げる債権は、3 年間行使しないときは、消滅する。ただし、第 2 号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

1. 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権
2. 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第 171 条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から 3 年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(2 年の短期消滅時効)

第 172 条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から 2 年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から 5 年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第 173 条 次に掲げる債権は、2年間行使しないときは、消滅する。

1. 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
2. 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権
3. 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(1年の短期消滅時効)

第 174 条 次に掲げる債権は、1年間行使しないときは、消滅する。

1. 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
2. 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
3. 運送賃に係る債権
4. 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
5. 動産の損料に係る債権

(判決で確定した権利の消滅時効)

第 174 条の 2 確定判決によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(法定利率)

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

(履行期と履行遅滞)

第 412 条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

- 2** 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。
- 3** 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受け

た時から遅滞の責任を負う。

(金銭債務の特則)

第 419 条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

- 2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

(賠償額の予定)

第 420 条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。

- 2 賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。
- 3 違約金は、賠償額の予定と推定する。

(債権者代位権)

第 423 条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

- 2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(詐害行為取消権)

第 424 条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時ににおいて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

(履行の請求)

第 432 条 数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

(連帯債務者の一人に対する履行の請求)

第 434 条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

(相対的効力の原則)

第 440 条 第四百三十四条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

(連帯債務者間の求償権)

第 442 条 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

- 2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。

第 446 条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

- 2 保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。
- 3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(保証債務の範囲)

第 447 条 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。

- 2 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

(保証人の要件)

第 450 条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

1. 行為能力者であること。
2. 弁済をする資力を有すること。
- 2 保証人が前項第 2 号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。
- 3 前 2 項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

(他の担保の供与)

第 451 条 債務者は、前条第一項各号に掲げる要件を具備する保証人を立てることができ

ないときは、他の担保を供してこれに代えることができる。

(催告の抗弁)

第 452 条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。

(検索の抗弁)

第 453 条 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。

(連帯保証の場合の特則)

第 454 条 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前 2 条の権利を有しない。

(第三者の弁済)

第 474 条 債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2 利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。

(債権証書の返還請求)

第 487 条 債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

(弁済の充当の指定)

第 488 条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。

(法定充当)

第 489 条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

1. 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。
2. すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。
3. 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。
4. 前2号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

(数個の給付をすべき場合の充当)

第 490 条 1個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前2条の規定を準用する。

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第 491 条 債務者が1個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

- 2 第489条の規定は、前項の場合について準用する。

(消費貸借)

第 587 条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

(期限前の債務等の弁済)

第 930 条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

- 2 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。

商法

(公法人の商行為)

第2条 公法人が行う商行為については、法令に別段の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

(一方的商行為)

第3条 当事者の一方のために商行為となる行為については、この法律をその双方に適用する。

- 2 当事者の一方が2人以上ある場合において、その1人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する。

(定義)

第4条 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

- 2 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

(絶対的商行為)

第501条 次に掲げる行為は、商行為とする。

1. 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
2. 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為
3. 取引所においてする取引
4. 手形その他の商業証券に関する行為

(営業的商行為)

第502条 次に掲げる行為は、営業としてするときには、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

1. 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
2. 他人のためにする製造又は加工に関する行為
3. 電気又はガスの供給に関する行為
4. 運送に関する行為
5. 作業又は労務の請負
6. 出版、印刷又は撮影に関する行為
7. 客の来集を目的とする場屋における取引
8. 両替その他の銀行取引

9. 保険
10. 寄託の引受け
11. 仲立ち又は取次ぎに関する行為
12. 商行為の代理の引受け
13. 信託の引受け

(附属的商行為)

第 503 条 商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。

- 2 商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。

(多数当事者間の債務の連帯)

第 511 条 数人の者がその一人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する。

- 2 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるとき、又は保証が商行為であるときは、主たる債務者及び保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する。

(利息請求権)

第 513 条 商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、法定利息（次条の法定利率による利息をいう。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 商人がその営業の範囲内において他人のために金銭の立替えをしたときは、その立替えの日以後の法定利息を請求することができる。

(商事法定利率)

第 514 条 商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

(商人間の留置権)

第 521 条 商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者の別段の意思表示があるときは、この限りでない。

(商事消滅時効)

第 522 条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年

間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

会社法

(商行為)

第5条 会社（外国会社を含む。次条第一項、第八条及び第九条において同じ。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

民事執行法

(債務名義)

第22条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行ふ。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
 - 三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- 四 仮執行の宣言を付した支払督促
 - 四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- 六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決
 - 六の二 確定した執行決定のある仲裁判断
- 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

(配当要求)

第51条 第二十五条の規定により強制執行を実施することができる債務名義の正本（以下「執行力のある債務名義の正本」という。）を有する債権者、強制競売の開始決定に係る差押えの登記後に登記された仮差押債権者及び第一百八十一条第一項各号に掲げる文書により一般の先取特権を有することを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

破産法

(破産債権の届出)

第 111 条 破産手続に参加しようとする破産債権者は、第三十一条第一項第一号又は第三項の規定により定められた破産債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならない。

一 各破産債権の額及び原因

以下、省略

民事再生法

(届出)

第 94 条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という。）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

2 省略

民事保全法

(保全命令の担保)

第 14 条 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

2 前項の担保を立てる場合において、遅滞なく第 4 条第 1 項の供託所に供託することが困難な事由があるときは、裁判所の許可を得て、債権者の住所地又は事務所の所在地その他裁判所が相当と認める地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

地方自治法

第 2 条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公

共同体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。

町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

17 前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1～9 省略

10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

11. 省略

12. 普通地方公共団体はその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下本号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下本号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

13～15 省略

2 省略

第 98 条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する書

類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 省略

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

(2 項以下 略)

第 223 条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第 225 条 普通地方公共団体は、[第 238 条の 4](#) 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 226 条 市町村は、第 238 条の 6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(歳入の収入の方法)

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

(督促、滞納処分等)

第 231 条の 3

1 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該

歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分
の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権
の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の
徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審
査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合におい
ても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに
関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条 の期間は、当該処分
を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての
審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければ
ならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなけれ
ばならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、
第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することがで
きない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を
停止する。
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、
これを行うことができる。

(寄附又は補助)

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補
助をすることができる。

(金銭債権の消滅時効)

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定
めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。
普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、ま
た同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅について
は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その
利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、

金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（財産の管理及び処分）

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。
2項以下 略

（旧慣による公有財産の使用）

第 238 条の 6 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

（債権）

第 240 条

- 1 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）又は国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録さ

れたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

- 四 預金に係る債権
- 五 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- 六 寄附金に係る債権
- 七 基金に属する債権

(住民監査請求)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

(2項以下 略)

第 242 条の 2 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠

償の命令の対象となる者である場合にあっては、当該賠償の命令をすることを求める請求

附則

第6条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

地方自治法施行令

（歳入の調定及び納入の通知）

- 第154条** 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。
- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
 - 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる。

（督促）

- 第171条** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

1. 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
2. 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
3. 前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第 171 条の 3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 171 条の 6 第 1 項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第 171 条の 4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で

履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 3. 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 4. 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 5. 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基ついて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前 2 項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

国の債権の管理等に関する法律

(定義)

第 2 条 この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。

(管理の基準)

第 10 条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。

(帳簿への記載)

第 11 条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

(履行延期の特約等をすることができる場合)

第24条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 以下省略

2 歳入徴収官等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

3 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつていものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

(履行期限を延長する期間)

第25条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第26条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権につ

いて債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等に附する条件)

第 27 条 歳入徴収官等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

- 一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- 二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
 - イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
 - ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。
 - ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。
 - ニ 債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。
 - ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不相当となつたと認められるとき。

国の債権の管理等に関する法律施行令

(調査、確認及び記帳を要する事項)

第 10 条 法第十一条第一項 に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 債権の発生原因
- 二 債権の発生年度
- 三 債権の種類
- 四 利率その他利息に関する事項
- 五 延滞金に関する事項
- 六 債務者の資産又は業務の状況に関する事項
- 七 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項
- 八 解除条件
- 九 その他各省各庁の長が定める事項

(2 項以下 略)

地方税法

(用語)

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

6. 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。
7. 普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう。

(納付又は納入の告知)

第13条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

2 省略

(繰上徴収)

第13条の2 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（第三号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるもの限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和三十八年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。
- 二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

- 三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。
 - 四 その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第百六十三条第五号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。
 - 五 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めずに当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
 - 六 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。
- 2 省略
 - 3 地方団体の長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において、すでに納付又は納入の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

（滞納処分の停止の要件等）

- 第 15 条の 7** 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。
- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
 - 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
 - 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
 - 5 省略

(担保の徴取)

第16条 地方団体の長は、第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 国債及び地方債
 - 二 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券
 - 三 土地
 - 四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
 - 五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
 - 六 地方団体の長が確実と認める保証人の保証
- 3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

(時効の中断及び停止)

第18条の2 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

- 一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間
- 二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間
- 三 交付要求 その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

(書類の送達)

第 20 条

1～3 省略

4 通常の取扱いによる郵便又は信書便によって第一項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第二十条の五の三において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 省略

(秘密漏えいに関する罪)

第 22 条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(法人の道府県民税に係る督促)

第 66 条 法人の道府県民税の納税者が納期限（第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人の道府県民税について同じ。）までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 以下 省略

(市町村民税に係る滞納処分)

第 331 条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第

一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

- 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号 に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項 各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法 に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

地方税法施行令

(繰上徴収の告知の手続)

- 第6条の2の3** 法第十三条の二第三項 の規定による告知は、同条第一項 の規定により繰上徴収をする旨を法第十三条第一項 の文書に記載してしなければならない。ただし、すでに納付又は納入の告知をしている場合及び納付又は納入の告知をすることを要しない場合には、納期限を変更する旨を記載した文書でなければならない。

地方公務員法

(懲戒)

- 第29条** 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。
- 1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第 32 条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(秘密を守る義務)

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 二 第三十四条第一項又は第二項の規定（第九条の二第十二項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

児童福祉法

第 24 条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

第 56 条

1～2 省略

- 3 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定め

る額を徴収することができる。

- 10 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

国民健康保険法

(滞納処分)

第 79 条の 2 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

介護保険法

(滞納処分)

第 144 条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項 に規定する法律で定める歳入とする。

道路法

(占用料の徴収)

第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(負担金等の強制徴収)

第 73 条

1～2 省略

- 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前

2項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(この法律の目的)

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

2～4 省略

(補助金等の交付の条件)

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

1. 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長に定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
2. 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
3. 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする

場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

4. 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

5. 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2～4 省略

(決定の通知)

第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていいる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつていいる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときはその者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ず

ることができる。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第 15 条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第 16 条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

- 2 第 14 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(決定の取消)

第 17 条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2～4 省略

(補助金等の返還)

第 18 条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等

- の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
 - 3 各省各庁の長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第19条** 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算額を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
 - 3 省略

(他の補助金等の一時停止等)

- 第20条** 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第21条** 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(理由の提示)

- 第21条の2** 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業者等の遂行若しく

は一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(立入検査等)

第 23 条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第 24 条の 2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第 25 条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基く港湾局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

第 31 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

1. 第 13 条第 2 項の規定による命令に違反した者
2. 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
3. 第 23 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

文京区補助金等交付規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、補助金等の交付の申請及び決定その他の補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 補助金等 文京区(以下「区」という。)がその公益上必要がある場合において、区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの(区長が指定するものを除く。)をいう。
- 二 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(事務担当者の責務)

第三条 補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて、公正、かつ、有効に使用されるように努めなければならない。

(他の規定との関係)

第四条 補助金等に関しては、他に特別の定のあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付に際しては、あらかじめ、補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)をして、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

五 その他必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付させなければならない。

一 申請者の営むおもな事業

二 申請者の資産及び負債に関する事項

三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

四 補助事業等の効果

五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項

六 その他必要と認める事項

3 補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第一項第三号の申請書に記載すべき事項の全部若しくは一部又は前項の規定による添付書類に記載すべき事項の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第六条 前条の補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第七条 前条の規定による交付の決定に当つては、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

(決定の通知)

第八条 補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知しなければならない。

(申請の撤回)

第九条 前条の規定により通知する場合において、当該通知に係る補助金等

の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに、申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取消することができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合に限る。

3 第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第一項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

5 第八条の規定は、第一項の規定により措置した場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(承認事項)

第十一条 補助事業者等が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ、承認を受けさせるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

一 補助事業等に要する経費の配分を変更しようとするとき。

二 補助事業等の内容を変更しようとするとき。

三 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第十二条 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂

行が困難となった場合においては、すみやかに補助事業者等をしてその理由その他必要な事項を書面により報告させなければならない。

2 前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、すみやかに補助事業者等にその処理について適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第十三条 補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等をして補助事業等の遂行の状況に関し報告させなければならない。

(補助事業等の遂行命令等)

第十四条 補助事業者等が提出する報告、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十一条第二項の規定による調査等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命じなければならない。

2 補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。

3 前項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第十八条第一項第三号の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消す旨を、明らかにしなければならない。

(実績報告)

第十五条 補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者等をして次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出させなければならない。第十一条第三号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

- 一 補助事業等の成果
- 二 補助金等に係る収支計算に関する事項
- 三 その他必要と認める事項

(補助金等の額の確定等)

第十六条 前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助

事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十七条 前条の規定による調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 第十五条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な処置をした場合について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十八条 補助事業者等が次の各号の一に該当した場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

二 補助金等を他の用途に使用したとき。

三 その他補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第八条の規定は、第一項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十九条 補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第二十条 第十八条第一項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一

部の取消しをした場合において、補助金等の返還を命じたときは、補助事業者等をしてその命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年十・九五パーセントの割合で計算した違約加算金(百円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 補助事業者等に対し、補助金等の返還を命じた場合において、補助事業者等がこれを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金(百円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

(違約加算金の計算)

第二十一条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前条第一項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第一項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金等の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第二十二条 第二十条第二項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十三条 補助事業者等に対し補助金等の返還を命じ、補助事業者等が当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第二十四条 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。(目的)

文京区奨学資金に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、経済的理由によつて学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)に進学し、又は修学することが困難な生徒に対し奨学資金(以下「奨学金」という。)を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とする。

(貸付けの資格)

第二条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる資格を備えていなければならない。

- 一 貸付けの日の一年前から引き続き本区内に居住している保護者と同居しているものであること。
- 二 修学の意欲が旺おう盛であること。
- 三 経済的理由により進学又は修学が困難であること。
- 四 高等学校等に入学し、又は在学すること。
- 五 同種の奨学金を他から借り受けていないこと。

(奨学金の貸付額)

第三条 奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 国立又は公立の高等学校等の生徒 月額 一万六千円
- 二 私立の高等学校等の生徒 月額 二万九千円

(貸付けの期間)

第四条 奨学金を貸し付ける期間は、高等学校等における正規の修業期間とする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを延長

することができる。

(貸付けの申請)

第五条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより
区長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第六条 区長は、前条の申請があつたときは、毎年度予算の範囲内において、
第十三条に規定する選考委員会の推薦を得て奨学金の貸付けを受ける
者(以下「奨学生」という。)を決定する。

(奨学金の交付)

第七条 奨学金は、毎月本人に交付する。ただし、特別の事情がある場合は、
数月分を併せて交付することができる。

(奨学金の休止及び廃止)

第八条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学し
た日の属する月の前月までの期間中奨学金の貸付けを休止する。ただ
し、区長は、特に必要があると認めるときは、休止しないことができ
る。

2 区長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、
奨学金の貸付けを廃止する。

- 一 第二条に定める資格の各号のいずれかを欠いたとき。
- 二 奨学金の貸付けを受ける必要がなくなつたとき。
- 三 前二号のほか、奨学生として適当でない事実があつたとき。

(償還方法)

第九条 奨学金は、貸付け期間終了の日の属する月の翌月から起算して、一
年を経過した後十五年以内に均等で、年賦、半年賦又は月賦で償還し
なければならない。

2 前条の規定により貸付けを廃止したときの奨学金の償還について
も前項の例による。

(利子等)

第十条 奨学金には、利子を付さない。

2 奨学金の貸付けを受けた者が、償還期限までに貸付金を償還しな

いときは、償還すべき金額に対して年十・九五パーセントの割合をもつて償還期限の翌日から償還当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(償還の猶予)

第十一条 区長は、奨学生であつた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、奨学金の償還を猶予することができる。

- 一 災害又は疾病によつて償還が困難となつたとき。
- 二 上級学校に進学したとき。
- 三 その他やむを得ない理由によつて償還が著しく困難となつたとき。

(償還の免除)

第十二条 区長は、奨学金の貸付けを受けた者が、その償還完了前に死亡、傷病、その他特別の理由により償還ができなくなつたと認められるときは、奨学金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

(選考委員会)

第十三条 奨学金の貸付けの適正を図るため、文京区奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会の委員は、区長が委嘱し、又は任命する。
- 3 選考委員会は、区長の諮問に応じ次の事項を審議する。
 - 一 奨学生の選考及び推薦に関すること。
 - 二 その他区長から諮問のあつた事項に関すること。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

文京区奨学資金に関する条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、文京区奨学資金に関する条例（昭和四十年三月文京区条例第十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（貸付申請書の提出）

第二条 条例第五条に規定する貸付申請書は、別に定める様式により連帯保証人連署の上、申請者が在学し、又は卒業した学校の長の推薦を経て区長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第三条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、保護者及び次の各号の要件を備えた者を連帯保証人としなければならない。

- 一 東京都、茨城県、埼玉県、千葉県又は神奈川県内の区域内に一年以上引き続き居住している者であること。
 - 二 一定の職業を持ち、又は独立の生計を営んでいること。
 - 三 この奨学金につき他に保証していないこと。
- 2 前項第一号及び第三号の規定にかかわらず、区長が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができる。

（奨学生の決定基準）

第四条 条例第六条の規定による奨学生の決定に当たっては、次の基準によらなければならない。

- 一 家計状態 学資が家計から全く得られないか、又は一部しか得られないこと。
 - 二 人物 修学の意欲が旺おう盛であり、将来有用な社会人としての資質を備えていること。
- 2 区長は、前項各号の状態を調査するため必要な書類の提出を求めることができる。

（成績表の提出）

第五条 奨学生は、毎年度末に学業成績表を区長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第六条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連帯保証人と連署し、事実の発生した日から七日以内に区長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病などのために届け出ることができない場合は、保護者又は連帯保証人から届け出なければならない。

- 一 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- 二 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動のあつたとき。

- 2 奨学生であつた者が奨学金償還完了前に前項第二号に該当するときは前項に準じて届け出なければならない。

(特例措置についての申請)

第七条 条例第四条ただし書による貸付期間の延長その他条例に定める特例措置の適用を受けようとする者は、連帯保証人連署の上、理由を付して、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請について必要があると認めるときは、その事実を証する書類を提出させることができる。

(借用証書の提出)

第八条 奨学金の貸付けが終了し、又は条例第八条第二項の規定により奨学金の貸付けを廃止されたときは、奨学生は、保護者及び連帯保証人と連署の上、別に定める様式による奨学金借用証書を区長に提出しなければならない。

以下、第九条から第十四条及び付則につき省略

文京区債権管理条例

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、区が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区の債権 金銭の給付を目的とする区の権利をいう。
- 二 区の私債権 区の債権のうち、公債権(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税に係る債権をいう。)以外のものをいう。
- 三 条例等 条例及び規則(法第百三十八条の四第二項に規定する規程を含む。以下同じ。)をいう。

(他の条例等との関係)

第三条 区の債権の管理に関する事務の処理については、法令及び他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第四条 区長は、法令及び条例等の規定に基づき、適切かつ効率的な債権の徴収等を行わなければならない。

2 区長は、区の債権の管理の適正化を図るため、債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えるものとする。

(債権管理体制の整備)

第五条 区長は、区の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、区の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

第二章 私債権の徴収手続等

(督促)

第六条 区長は、区の私債権(法第二百四十条第四項に掲げる債権に該当するものを除く。次条から第十二条までにおいて同じ。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところによりこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第七条 区長は、区の私債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十条の措置をとる場合又は第十一条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている区の私債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある区の私債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない区の私債権(第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第八条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十一条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第九条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第十条 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第十一条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を

定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第十二条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした区の私債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件

としなければならない。

(債権の放棄)

第十三条 区長は、区の私債権について消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る私債権を放棄することができる。

(報告)

第十四条 区長は、前条の規定により区の私債権を放棄したときは、これを区議会に報告しなければならない。

第三章 雑則

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

文京区債権管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区債権管理条例(平成二十二年三月条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部 文京区役所組織条例(昭和四十年三月文京区条例第三号)第一条に規定する部並びに区議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、会計管理室及び教育局の部をいう。
- 二 部長 前号に規定する部の長をいう。

(管理の分掌)

第三条 区の債権(以下「債権」という。)の管理は、その債権が発生した事務及び事業を所管する部の長が行うものとする。

(総合調整)

第四条 総務部長は、債権の管理の適正を期すため、その管理の手續に関し必要な事項を定め、状況を把握し、及び必要な調整を行う。

- 2 総務部長は、債権の管理の適正化を図るため、必要があると認める

ときは、部長に対し、その所管に属する債権について、その状況に関する資料の提出及び報告を求め、実地について調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(債権管理台帳の整備)

第五条 部長は、その所管に属する債権を適正に管理するため、債権管理台帳(以下「台帳」という。)を整備するものとする。

- 2 台帳は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により作成するものとする。
- 3 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所
 - 三 債権の額
 - 四 債権の発生及び徴収に係る履歴
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(債権管理者の設置)

第六条 債権の管理を円滑かつ適正に行うため、部に債権管理者を置く。

- 2 債権管理者は、部の債権の管理に関する事務(以下「債権管理事務」という。)を主管する課の長とする。
- 3 債権管理者は、上司の命を受け、部における債権管理事務で、おおむね次に掲げる事務を処理するものとする。
 - 一 債権の状況を把握すること。
 - 二 債権管理事務の処理を推進すること。
 - 三 債権管理事務について必要な指導及び調整を行うこと。

(債権管理調整会議の設置)

第七条 債権の管理に関する庁内の連携及び情報の共有を図るため、債権管理調整会議を設置するものとする。

- 2 債権管理調整会議の設置及び運営について必要な事項は、区長が別に定める。

(督促)

第八条 条例第六条に規定する督促は、原則として納期限経過後二十日以内に行うものとする。

- 2 前項の督促においては、当該督促の日から十五日以内において納付

すべき期限を指定する。

(私債権の放棄)

第九条 条例第十三条の規定により区の私債権(以下「私債権」という。)を放棄する場合は、部長は、あらかじめ企画政策部長及び総務部長に協議しなければならない。

(議会への報告)

第十条 条例第十四条の規定による区議会への報告は、私債権の種類、額その他区長が必要と認める事項について行うものとする。

(委任)

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、江戸川区(以下「区」という。)の私債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、区の私債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「区の私債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

2 この条例において「私債権の管理に関する事務」とは、区の私債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(他の条例との関係)

第3条 区の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第4条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の私債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 区長は、区の私債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、区長が別に定める。

(督促)

第 6 条 区長は、区の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第 7 条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第 8 条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について（平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決）により処理することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、区長は、これを議会に報告しなければならない。

(履行期限の繰上げ)

第 9 条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第 10 条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第 11 条 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約）

第 12 条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号

から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第13条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした区の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第14条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- 二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- 三 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又は

これに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

- 2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第 2 条 部長（江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）第一条に規定する部の長及び教育委員会教育長をいう。）は、条例第五条の規定により台帳を整備するものとする。

- 2 前項の台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 私債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所
 - 三 私債権の額
 - 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(督促)

第 3 条 条例第六条に規定する督促は、原則として納期限経過後二十日以内に発するものとする。

- 2 前項の督促に指定すべき期限は、その発した日から十五日以内において定めるものとする。
- 3 第一項の督促は、原則として文書により行うものとする。

(督促後の期間)

第 4 条 条例第七条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。

(徴収停止後の期間)

第 5 条 条例第十四条第一項第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期

間」とは、一年以上とする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

参考判例

最判昭35. 7. 12

国有普通財産の払下を私法上の売買と解すべきことは原判決の説明するとおりであつて、右払下が売渡申請書の提出、これに対する払下許可の形式をとつているからといつて、右払下行為の法律上の性質に影響を及ぼすものではない。

名古屋地判昭59. 12. 26

行政処分的性質を付与する特段の法的制限が加えられていない限り、原則として、私法上の贈与に類するものであり、補助金決定は私法上の申込みに対する承諾と同視し得るから、行政処分に該当しないものと解するのが相当である。

最判昭59. 12. 13

公営住宅の使用関係には、公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであつて、入居者の募集は公募の方法によるべきこと（法一六条）、入居者は一定の条件を具備した者でなければならないこと（法一七条）、事業主体の長は入居者を一定の基準に従い公正な方法で選考すべきこと（法一八条）などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが（条例三条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあつても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸（一条、二条）、家賃（一条、二条、一二条、一三条、一四條）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがつて、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信託関係の法理の適用があるものと解すべきである。

最判昭46. 11. 30

国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は私法上の金銭債権であつて、公法上の金銭債権でなく、したがつて、その消滅時効については、『法律に特別の定めがある場合』として民法第145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

かつては、自治法236条2項に規定する「法律に特別の定めがある場合」には、民法145条は含まれず、したがって、時効の援用及び放棄に関しては、公法上の金銭債権のみならず、私法上の金銭債権にも同条同項が適用されるとの取扱いであった（昭和38年12月19日自治庁行発93号）。しかし、自治省は、上記最高裁判決の趣旨に則り、従来の見解を変更した（昭和47年6月19日自治行46号）。

最判平17. 11. 21

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

以上と同旨の見解に基づき、本件の診療費等の債権のうち、その履行期から本件訴え提起時まで3年を経過したものについて、時効により消滅したとする原審の判断は、正当として是認することができる。

最判昭59. 5. 31

普通地方公共団体の申立に基づいて発せられた支払命令に対し債務者から適法な異議の申立があり、民訴法四四二条一項の規定により右支払命令申立の時に訴えの提起があつたものとみなされる場合においても、地方自治法九六条一項一―号の規定により訴えの提起に必要とされる議会の議決を経なければならないものと解するのが相当である。右と同趣旨の見解のもとに、本件訴えは上告人市の議会の議決を欠き不適法であるとした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものであつて、採用することができない。

最判平16. 4. 23

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。

最判平21. 4. 28

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。・・・被上告人らによる不法行為の成立を

認定するに足りる証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容、別件審決の存在・内容等を具体的に検討することなく、かつ、前記のような理由のほかには不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実にあたらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

大阪高判昭44.9.29

地方公共団体の公の施設ないし公営事業は、公法的色彩を帯びる法規に服するけれども、その使用料ないし料金は、必ずしも常に公法上の性質を有するとは限らず、ことに地方公共団体の水道事業の経営は、公共の福祉の増進を本来の目的としているが、他面、企業の経済性発揮の原則を維持し、独立採算制を建前としてその運営経費は事業収入に依存するものとし（地方公営企業法3条、17条の2第1項参照）、水道水の供給とその料金の支払とは相互的対価関係に立つものであり、その限りにおいて私法上の双務契約と性質を異にするものではなく、また水道法15条1項は『水道事業者は需用者から給水契約の申込を受けたときは・・・・・・』と規定して、水道事業者と需用者の関係が対等の立場に立つ契約関係をあらわす文言を使用していることなどから考えると、地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は、その性質が私法上の債権であって民法の適用をうけるものと解すべきである。

近年、東京高裁平13.5.22がこれと同様の判断を示したうえ、水道供給契約によって供給される水は、民法173条の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却した産物又は商品に含まれるもの」というべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、民法173条所定の2年間と解すべきこととなると判示したところ、水道事業者は、最高裁に上告受理の申立をしたが、最高裁は上告を受理せず（最決平15.10.10）、上記東京高裁が確定した。

最判昭52.3.15は、国立大学の学生の在学関係につき司法審査が及ぶか否かが争点となった事件であるが、「大学は、国立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする教育研究施設であって」として国立であると私立であると在学関係に差異はないとの前提に立って司法審査が及ぶか否かを判断している。大学の在学関係については、最判平18.11.27が、大学設置者と学生の間には、大学設置者が学生に対して、大学の目的に適った教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学設置者に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とする在学契約が成立している旨判示している。上記判例は大学についてのものであり、かつ、授業料について判示したものではないが、上記判例からすると、国立大学の授業料は、教育役務の提供に対する対価と考えられ、契約によって発生する私債権であると解される。

最判昭47. 2. 24

特定の営業を開始する目的でその準備行為をした者は、その行為により営業を開始する意思を実現したものであつて、これにより商人たる資格を取得するのであるから、その準備行為もまた商人がその営業のためにする行為として商行為となるものであることは、当裁判所の判例とするところである（最高裁判所昭和三二年（オ）第一一八三号、同三三年六月一九日第一小法廷判決、民集一二巻一〇号一五七五頁参照）。そして、その準備行為は、相手方はもとよりそれ以外の者にも客観的に開業準備行為と認められうるものであることを要すると解すべきところ、単に金銭を借り入れるごとき行為は、特段の事情のないかぎり、その外形からはその行為がいかなる目的でなされるものであるかを知ることができないから、その行為者の主観的目的のみによつて直ちにこれを開業準備行為であるとすることはできない。もつとも、その場合においても、取引の相手方が、この事情を知悉している場合には、開業準備行為としてこれに商行為性を認めるのが相当である。ところで、本件において原審の確定するところによれば、上告人は、被上告人に対し本件金員を貸与するにあつては、被上告人が映画館開業の準備資金としてこれを借り受けるものであることを知悉していたというのであつて、右事実認定は原判決挙示の証拠に照らして肯認することができるから、右消費貸借契約を商行為として、これに商法五二二条を適用した原審の判断は相当であつて、原判決に所論の違法はない。

最判昭43. 6. 27

金銭の給付を目的とする国の権利についての消滅時効の中断に関しては、適用すべき他の法律の規定のないときは民法の規定を準用すべきものとする会計法三一条が、国税徴収権について適用あることはいうまでもない。されば、その徴収につき旧国税徴収法（明治三〇年法律第二一号）の適用される本件において、徴税機関が未納税額につき納付を催告し、その後六箇月内に差押等の手段をとつたときは、民法一五三条の準用により、時効の中断を認めざるをえない。